

西條誌

十二

		二九三五七	和書門
	二九	三五七	
二〇	五	九	
冊	架	函	號

庫	文	閣	內
七		二九三五七	和書
函	二〇	三五七	
三	冊	號	類
架			

附一〇三五號

地

六四

內閣文庫			
番號	和	29357	
冊數	20	(	12)
函號	176		41



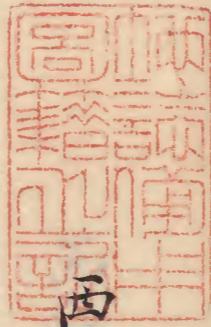
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





西條志卷之十二目錄

中奥山



之川山

東之川山

周敷村

西條志

十二

十月十日辰巳

西條誌卷之十二



日野暖太郎 和煦 編述

内一〇三五號

竹内材次 敏雄

岡栄三郎 秀俊

助編

黒川定右衛門 則精

日野良之助 胖

樋之口分庄屋

國平有同 圖



中集山

西條誌卷之十二目録

中奥山

新居郡氷見組

○無畝高四拾三石六斗

此実納

銀壹貫九百七拾貳每八分七厘

○家数百六拾八軒

○人数凡六百三拾四人

○鉄砲持拾九人

○枝在所 千野々

家数千九軒

前田

三十軒

細野

三十軒

四手坂

五軒

今宮

二十軒

○御林 一ヶ所

○高橋

此橋鴉川カラスの少し下、梁ヤ湫と云処に架

る。旧ハ鴉川に大石を並へ、飛石と云をあり。如

くよして、水を渡り易くし、水は出水の時川

笛と成り、数日阻り、水ける間、川の底より

板橋を架し、橋落て後、天明年中才奥山東之川



山云合せ此橋を造る西之川山より七、を其  
の内少くを償ふこの高橋を天明より天保ま  
て凡五十餘年の間七度落つ此橋長二十二間  
下の水深と平水の時六間西端大石を積重大  
木の甚長きを標とし、眩とよ組みて指出し大  
石を以つて水を押へ板を張る其形をりて大鼓  
橋と云ふもの如し、撼動きて心地危く目眩轉

して意迷ふと云ふものも似たり、甲州路又聞  
く猿橋の様又鬚鬚とく、迫急の山中第一  
の奇橋と云ふ處、其形固せらるる如し、

○前田坂 千野々より東之川山へ往よ、必此  
坂を通る坂の間一里あり登るもの甚苦む故  
よ二の瀧を觀る人細野より西之川東之川と  
廻る人あり、此坂よ、い々やすと云處あり、

君公御廻領の御時爰に御休場を立 いりハ床  
之 やすハ休<sup>ヤス</sup>之床の如くたゞりらるゝ壇を築き  
御憩頓の処とす因て名くそ云左の御家老片  
野長左衛門いまゝを筑く時後の休憩の  
蔭もとて令して杉二本を栽し此今ハ大樹と  
なりて數十人を庇蔭すへし其後存新大久保  
音右衛門小川宗左衛門三宅勘解由爰久沢典

膳等廻在の時皆少く樹植添と云ふ天保六  
未年今公此家を御経過ありて御駕を立  
させし水命して松五本を栽し此御隨所の  
御家老淡谷淡路奉新大久保要保科外記等七  
亦命を蒙りて各植數十百本の後林をか  
君上御代に列長等六の山木と俱に繁榮限  
り等々

○當山田の所を忠右衛門の宅よて七八年位  
の小女合掌して今度の官吏を抹す是亦其風  
俗の一端を觀るべし此忠右衛門の家一柳殿  
時代老弱六人一日は死刑に遭し其前大保木  
山の條下よあるす

○よと 當山の本はと細野との間よ此小名  
あり屋敷終よ三軒のこ此處諸役ハ中奥本五

本を受樽組ハ細野を受樽組とは伊勢出雲等  
の大社參詣を講と云ふのをたて後を合し一  
人二人つゝ順よゆく湯水の酒を沽て其組中  
を饗應す又普請を根習等よも互よ合力の助  
あり此水と樽組と云此樽組ハ細野よ屬し諸  
役ハ中奥本五所を受地名をよと云よて考  
見るよもよや古の餘戸ある屋まやと終ふ能



戸ハ古二里以上四里までを小郡とす。家數百  
戸より百五十戸ある。とく家數百六十は満  
州ハ十戸を割て別々一里を立長一人を置是  
則解戸ニ引割餘りたる時の別村といふ。此  
処旧の解戸の數減したるもの故へ。今山人  
等淀の字を書るハ誤りたるうと辨ふ。

○八月の末細野山に宿する。日の暮方より  
太鼓を撃貝を吹き或ハ人聲を揚て叫號り。數  
十の兵卒攻来るもの如く甚騒動を聞ゆ。訝  
問ハは伐畑キリと云畠は畑物実を結ふ所より凡  
四十餘日の間毎夜何の如くも〜曉を徹して  
ありされハ一夜の間は猪喰けす。晝ハ猪を  
護り、扱ハ猪を殺す。こゝは山中の御年貢より  
小と答ふ。其辛苦憐れし。此を不富るもの多し。

と又へて、家造大よ、土藏とあるる、よの間にあり。

出地沃肥あるを、よく生業を勤むるを。

○百足石 細野在所の下の川中よりあり、志は

蜈蚣に似たり、近き頃大なるを碎り、水に、其頭を

落す、今ハ名のみ遺りて、其形具はる。

○サリコト 此処両方より石突出、其間甚険

く、童子と少くとも、身を側さず、水が通る事能は

凡、然とをいす、二石程の間、

○王子の嶽 此色の山中よてハ、嶽を、たきと、 呼び、漂を、たきと、呼、今方言、此 此、たき、後 此、たき、後 此、

細野王子と云ふ、小き石佛ありて、其色より大

岳嶽とと、緯の、因て名く、糸路の傍、此時、言さ

百丈、は、餘る、へし、路人、作き見て、そまさ、は、墜ん

とす、る、を、怖る、

○一の鎖 シガリ かの王子よりの續、よて、坂の險し

き率下の小口より甚し小口の坂へ間遠  
らとれハ石鉄參詣の道者又ハ城市よりな  
事人ハ此一の鎖の坂と小口の坂とを一  
混ハ心持するも何りて一様な小口と呼  
実ハ二名に分る今の弥山ニサンの下より才一の鎖  
昔ハ此処は懸りありと云此坂崎きの急ん  
後母道を作し少く歩み易く故に小ハ其鎖を

弥山へ移す此坂一町餘にして是水と云  
空多よて通るさへ昔記ハ山人重荷を負て  
降自由を得し驚く程の子は見ゆ此処より  
少く進めハ左へ小逕何り西之川へ往は此  
逕を通り長相ナカと云処の山を搦りけよ歩みて  
新川と云ふ出らの間六七町何り此新川坂橋  
かたは是を渡り今喜の下を過新の川山へ



と云

○ 睨シ 山の張出たる端より大石横る、その石の傍

より見下せハ、千尋の谷ニ目眩きて身危く、魂

飛て股栗ふ攀る枝おく、扨へき葛蔓も形し

見しき怖と、恐しき意と相半して、一進一退躊

躇頻ニある、此処業場となりて、遠國より来り

しる道者の内、度数重りて、先達と稱ふる頭の

この初登のころ、き道者を芋縄にて縛り、此谷

より弱さげ、是等の隙を懺悔せしめ、心を改め

行を新よせんと誓しめ、志のふし、後引上て

縛を釈と云、野人等の為には手迫き戒之下よ

云、落合川、両溪より送り出、眼底より奔流す山

水秀美、風騒の徒ハ、奇景を愛す

○ 小口の坂、前の一の鎖の條より、大駈を志

るす坂路一の鎖より水ハ少く緩く然れ知  
りたるものハ一の鎖をこえて小川と呼び此  
邊隘路の惣名とぬ

○垢離取川 西之川より続き流る参詣の業  
者此川より鬘を切り糸を紡ひ身を清潔とし  
て後進む故に名く此処を落合川と呼ぶの阿  
水此川と千足山より来る水と落阿比合流

するハ少くハ下りての幸ハ此川ハ二水落  
合の由にては好く小口坂の下より阿比ハ小口  
川と呼ぶ理あり垢離取川と名るも當此川落  
合川とハ此処にてハ称す處より此川細野  
の在府より八町ありと云此あり王子の岳  
一の鎖現垢離取川等の諸景輻湊して奇絶最

賞へし此川より常住山を  
元の奥 八十町あり  
前神寺

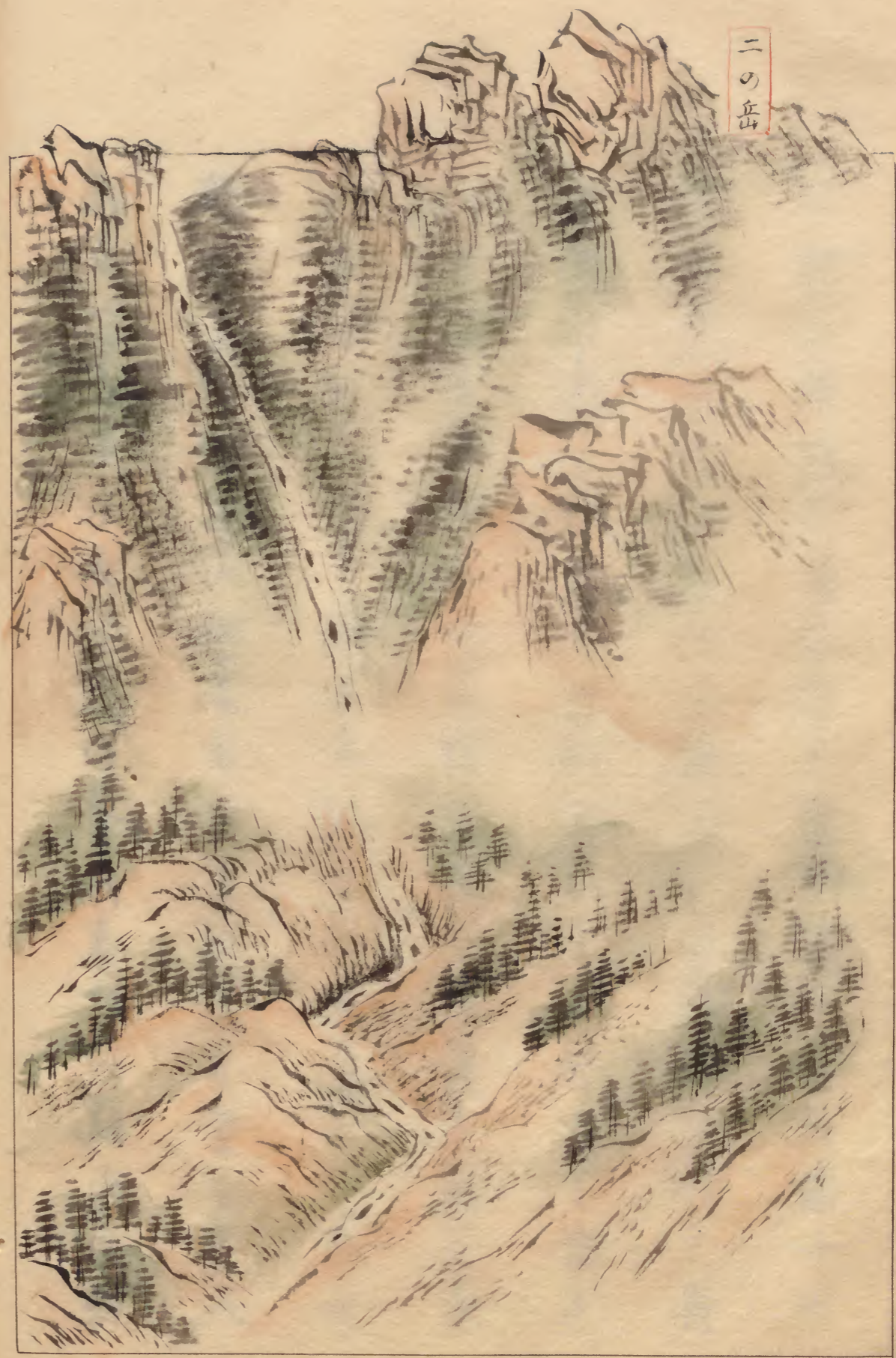
○四手坂 川を渡水ハ此坂あり坂の間十町  
ニ王子あり、睨あり、水の覗ミ比す水ハ浅し、四  
手坂家敷よりすのよ四五軒、

○目鼻石 四手坂より今宮への沿る道より、  
川を隔て、向の山ハ此岩ハ人の頭ニ似て  
眼鼻具る、眼上ヨ松生ひたるハ眉毛ニ似たり、  
左ノ図せむり如く真ニ目鼻石ニ是を沿うせ

んりハ一とも云々、沃ハ昔沿うせん院と云修  
験のよの、今宮の寺ハ住む極深き男ハ其人  
を雇ひ使ふ、日影西ニ傾き、此岩蔭るを至  
水ハ、今日雇のよのを沿う、因て此岩を沿うせ  
んがへしと呼、沿うせんが石と心得る者も  
あり、其訓相似、水は踏なるよのあらん、其恩  
よ操りや、祠を建て、今よ奈る、岩ハ甚大、岩ニ



目鼻石



二の岳



○今宮 中奥山の枝をふりて、才真より四十  
町、四年坂分十二三町、家数二十軒ほどあり、此  
処より常任山 元の奥  
前神寺 まして六十町ありと云、二  
の岳と云ハ、今宮の在所の向の山之名言く聞  
へく、此格別記履き程の姿を乃く、其の五  
子の岳よ及き、於幸遠くこの今宮を奥ハ人家  
無く、故よ石段参詣の道者、爰よ宿るとの多し。

山の風俗中元の躍をたのむ、唯中元のころは  
らば、今度のごときを、友吏事水ハ、こころをなし、  
乞て觀せしむ、山夫山婦、幾老人、或は者、兒童を  
雜へ、夜よ、婆娑たり、を装ひ、女ハ紅の絹の細  
帯と、白き襪と、はく、衣ハ、縮毛有り、紋付と  
るも、あり、思ひく、よ、出立、男ハ、菅笠を着、ふんと  
し、男女皆、草履セツクを鳴し、大鼓を撃、歌を謡ひ、一唱

一和、夢よ柳揚阿り、手足の拍子甚揃ふ、冥子山  
中の樂半、静處の佳興、松半過るを悦び見て、城  
市の雜戲は優なりと賞し、を歌つる文句を左  
よあるす

鎌倉の御所は庭庭よ、急くる松半

かゝま川

山のこまりの一松、小松よ、御所の庭庭より

栗をよめあり、松半、山、松半、女、松半

寅松殿の御馬は、何と好ましく、坂東の地

名馬は、虎つくり、重ふく、了んや、根好の文

く、了ん、鞍あげり、あゝ、花は、松よと好

ま、了ん、松半、了ん、松半、了ん、松半

寅雲、殿は、具足は、何と好ましく、上七

候や、下六、候や、あ、紅や、あ、紫や、十

三下り此神のよろひと好ま

あすハ籠へ門がくろんの祝ひよ

何とろく扇子百本太刀七振あし柄

の長刀百枝

是等の歌昔より此山中よ傳ると云此歌の文

句よ按て考此ハ乱号の武家落形と云この此

深山よ潜匿せしり此山夫山婦の中よも将士

の未裔を有へし晝の農業よ出或ハ柴を刈る

姿ハ短布を着敷はまを載き皆一振よ小帯を結

く此は男女の分を見認難し向の山の峻絶を

偃僕しそ上下する者様は猿狢うとも野うる

ましく歴々の造類も此者其の中よ存せは憐へ

き事よ阿らすや歌の文句右の外よも歌く阿

閑りと



小招領横峯寺、五千足山村分許沼の事あり、文政八年  
酉十二月、公裁ありて、奥前神寺との称号ハ不  
立、然レ其論所の建物ハ有来通建、虽弥山の社と  
も、亦神寺進退、い、居之外宿坊等、善修  
履の、茲ハ、地元千足山村へ通達之上、亦、外招  
との御裁許ありて、別當ハ、恒古より、の通前神  
寺之と、事確然と、決定、下、然とも、旧奥前神寺

と呼し、寺地ハ、千足山中、立の通前山と可  
稱、若レ、今、五分、此、常任、と、道程六十町と云、傳ふ  
然と、色、りの論中、公、議分、青木、惣左、陽門、今井  
右郎九郎下見分、あり、檢地、竿入、したる、実  
三十町、あり、と云、堀、離、五川分、常任、と、八十  
町と云、あり、と、北、世、四、手、坂、の、条、次、と云、との、繼  
年、町、石、を、立、ると、竿、入、したる、実、ハ、四十九

町有しりと云はる處て神山の道程、採る數と實  
數との相違、阿る、このよて、當山に限り、斯く逆  
庭阿る、よハ阿り、今、まより、常位との間、赤土  
靈室、屋倉、格段、杖立、かくの峰、深笹、廟立、猿す、屋  
り、鳥居の峰、ふとの、小名阿り、此間、より、扱、ま、  
坦路ハ、少し、右の外、よ、も、ま、ま、小名阿り、水、其、畧、之、  
王子と稱ふる、ふハ、ふ、ま、石像ある、も阿り、ま、  
阿り、三十六王子、一、二、三、は、不、拳、常、位、分、孫、山、と  
と、志、り、り、

○當山ハ、後、引、者、始、て、開、き、の、ち、聖、武、帝、の、御、時、  
石仙シヤンセン菩薩と稱する、もの、亦、登、り、社、堂、山、門、等、建  
立、す、と、い、ふ、事、お、神、寺、記、録、の、内、に、見、ゆ、記、録、に  
云、此、石、仙、を、文、德、實、錄、に、は、灼、然、と、作、り、左、の、如  
く、見、へ、し、り、と、云、古、老、相、傳、伊、豫、國、神、野、郡、昔、有

高僧名灼然稱為聖人。有弟子名上仙住止山頂。かく又へりりといふ。

○六月朔日を道前祭日とし、五月晦日の夜へ引上、別當并道前諸先達集會奉幣。六月三日を道後祭日とす。中古六月二日新へ引上、別當并道後先達集會奉幣。

○當山先達之事、享保延宝の頃の改帳は、六拾餘ヶ院とあり、今ハ減して、道前分十二院、道後分二十三院、合四十五院あり。先達中の宿坊ハ於新あり。  
先達の者難説よ及び又ハ言按品等よて株を賣り、其人よて二三名持る言のも有り、さ於く其人の宿坊も同居する言のもあり、因て先達の數ハ多く、宿坊の數ハ少

○社領高三石 大保木山村の内、言画されハ寛文十戌歲十一月、清墨印よて、清寄附あり、前

大保木山と中奥山より、鐘を限百三於をぬ餅

納之

○撞鐘の銘 讚岐國三木郡 年祀庄 六万寺 再建大願

主任持比丘清尊、その外人の姓名と、諸新無常

等の梵語、何れを畧之、まゝ、康永三年甲申、永亨

十二年酉等の年記有り、康永ハ今と去ると四

百九十餘年、永亨ハ四百十餘年之、南海治乱記

云、天正十年十月 中 豫州ノ兵將、海路ヨリ往来

シテ、屋島ノ浦ニ船繫ス、年 ム 祀六万寺ノ焼跡ニ

鐘樓一字残テアリ、此鐘ヲ取テ豫州へ歸リ、石

鉦山前神寺ノ梵鐘トス、其鐘ノ銘分明ニシテ

今ニ存セリとあり、奥寺の鐘ハ、天正の藝州乱

ニ持歸リ、今ハ安藝國國泰寺ニ有と云、今の此

鐘ハ、其後、奥神寺よりの鐘也と云、  
女ハ



○石鉄山門<sup>カト</sup>明<sup>アケ</sup>の祭礼と云ハ奥ハ三月朔日よ  
り三日まで、里ハ三月朔日より十五日まで、祭  
礼ニ右<sup>ミ</sup>明<sup>アケ</sup>は三月朔日より、前<sup>マエ</sup>神寺并先達  
の内、実相院登山、於常任山神殿、祭式執事、六月  
祭礼ハ、五月二十五日より、六月三日まで、二五  
月二十四日より、別當并諸先達登山

○唐金神碗七十枚あり、銘ハ文明十天戌八月

とあり、<sup>心</sup>今<sup>天</sup>保を距年三百六十餘年ニ此外古き

版木等も、文明の手を鑄<sup>エリ</sup>たるものあり、木地

の膳、鳥居金額等應永永正年間<sup>ノ</sup>の物あり、ま

棟札数々あり、慶長を古とす煩を厭て一々

は不<sup>レ</sup>考、此<sup>レ</sup>孝長の度の官作ハ、神殿より釣殿抹

彫<sup>レ</sup>に至<sup>レ</sup>、皆豊臣秀頼公の建立ニと云傳ふ、秀

頼公、京の大佛殿を造<sup>レ</sup>て、本を當山ニ代<sup>レ</sup>せ

る、其奉行ハ薩摩国

所謂所子信  
と云との記

の長田中内蔵

魚より、内蔵魚當所の神殿の破壊せるを以て

大坂一中達せしりハ、其ヲ建立の事ヲ命ぜらる

其時内蔵魚當所ハ、死之川山九郎云傳と云し

其の、宅より、里より登す米味噌酒等大保木

山の彦屋より持来り、爰より中継オキキより西之川

へ運よりと云傳ふ、いふ、志のありしや

○ 弥山への道のり 常任より弥山へ三里八

町ありと云、是亦神山云傳の里数ニ違ふ足分

の時竿入者より其、安吏の外ハ、其実数を知も

の形、と云、其地を實際して考ふる、此路を以

の由、一よりや三里餘と云、其理、なる様

其の、和漢三才圖繪より、里前神寺六十四番本尊

阿彌陀秘佛奉札、石鉄山、自禁、針十二里



○御塔別水の道 常任より此変まで六町程

あり、左へ入る、昔ハ先此道より御塔を経

の事ト 窟イナの大日如来を捧す是を一の業と云

そ水より板ヨ崎サシと云、夜の出夜ヨの明るを待、弥山

に登りたり、八九十年前、今迄の今のハ郎玄湯の

祖父の代迄ハ、高の仰りて、今の弥山道ハ下向

道形りし、の峠路中の、登山不道とて、の神寺

よりか、の下向道を、弥山参詣の本道と定め、板

石を禁たりと云、

○一の阪 表ヘ白ヒ坂 せんど 剣ツルギの禪定 か

の本道より、ゆけハ是等の地を、つらる、俵白坂

最嶮ニ、木の根岩角を攀りて登る、剣ツルギハ大つるぎ

小つるぎの名分る、嵩峰の峰を、形カタハ尖き子剣

の形カタハ似にたり、固カタて名ナく、誰納ナり、よよ昔昔は紫ムラサキ

續たる剣有り」と云

○早鷹 大久保 夜明 天狗岳 鋸峯 つ

るきか早鷹大久保を經ておぬよある此處  
少く平之夜明分作きおぬよ、弥山前より當て言  
くありしり、ささる毛類よはそく、難く只そ嶽巖  
寔業として、天を衝の勢あるを見のみ、弥山よ  
り辰巳よ當て天狗嶽あり、鋸峯あり、名ハ別よ

立たれども、聯綿として、弥山よ續く、弥山よは  
樹木少くあり、天狗鋸ハ石山之、六の三山の形  
左よ圍せむり、如く、石杖山とハ、右の三峯を始  
め、左邊まで此の、りの惣名之

○三所の鎖 （カサリ） おぬより南へ進めは、せり、より  
と云處あり、爰を小鎖とも呼 （前神寺にてハ、是  
を小鎖とは、不呼）  
下より第一の鎖、此変よ、熟る、十七尋あり、此鎖

を継いで上り中鎖との間鎖なき地を引率三

町程も省へし中鎖

一の鎖とも亦小鎖とも云  
今の第一番の鎖昔ハヤク

後世より掛より故よ今の才二番の鎖  
と一の鎖とも亦小鎖とも云と聞ふ 二拾五

尋阿り 山中のまのハ三指三尋と云  
お神寺までハ二拾五尋と云 此の処鎖

二筋 惣も左あるを參詣鎖とし右あるを下向

鎖とす下向鎖の惣りたる石壁ハ移る嶮之是

より復進めハ大鎖あり大鎖と中鎖との間二

町又は是より大鎖

此水を二の鎖とも云山中  
よてハ七十五尋ありと云

前神寺にてハそ  
水は不足と云 惣りたる石壁中迄近き不よ

り限阿りて上ハ不見此限限りて鎖ハ是た

るゝんと思ひ人々劔阿りて攀るよ限の上又

數十尋の鎖下より續けりあり在人亦水を伴

きて喘き長大息せざるハあり天よ昇る處

き為よ此一條の鐵索を蒼穹より下し垂たる

りと終ふ斗りの幾度り、飾み、多きをうけ、助あり  
と絶嶺に至る、

○絶嶺 東西より長く二指間、南北より短く拾間  
程と有る、然ども之を實に知難し、只目積りの  
大畧を志すのみ、祠あり、赤銅之と云、藏王權  
現、三体を安す、小き獅子二、是亦赤銅之と云、此  
獅子は、文明九年丁酉吉日、朝倉勢雅と銘あり、

祠は丑の方より向、高三尺、棟行二尺五寸、梁約三  
尺を寸外より八寸の椽あり、二の獅子は、此椽より  
立ち、扉より銘あり、歸命頂礼、藏王權現奉造立  
赤銅金線之、御寶倉、文明九年丁酉三月十四日  
俗姓當國朝倉住人長井彈正忠之息男大願主  
別當權少僧都良真とあり、今を云、奉、三百六十  
餘年、お神事よ、此祠を奉社と稱、此、銘



今治沖の諸島



天狗岳

鋸峯



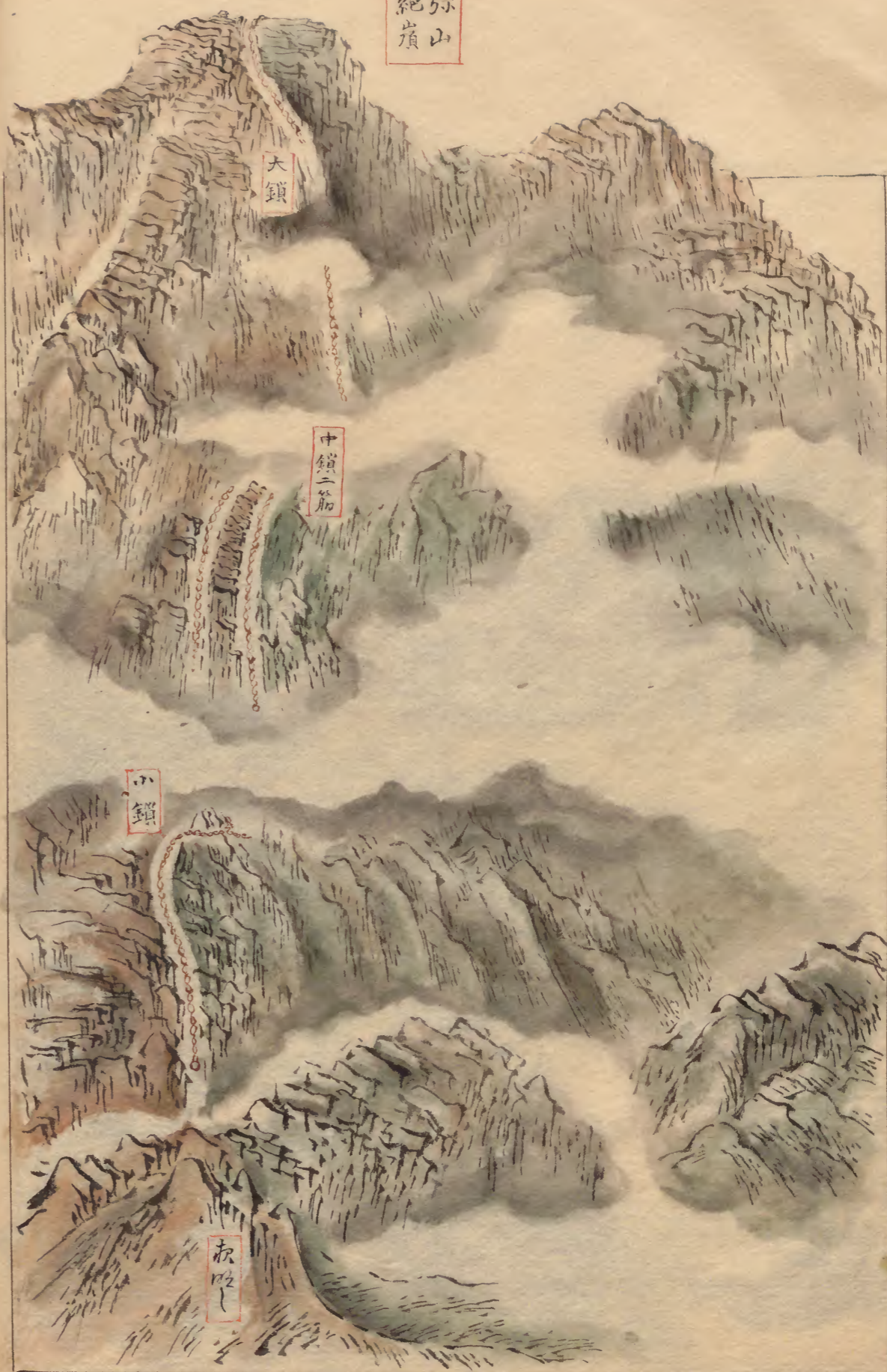
絶頂山

大鎖

中鎖二筋

小鎖

板谷





土佐の諸峯



九岳

天狗岳



絶嶺細景



法藏王權現本社

大鎖七十五尋

才の寶倉の字いふ。不審是等の事俗人は  
かり難ければ、終を測て然へし、鉄の古祠の瘡  
―たる扉おと傍に散立す、半鐘一紐より損し  
たるを枯木の株に掛く、後母の抱へ、嶺上志る  
す、角き事如右、その眺望は山麓山とかさあり  
連山波濤の如し、形と云ふ、此処の碑もは不云、  
足土佐の海見へ、東へ讃岐路、尺四、阿波へ、瓶が

森は隠れ、く、く、北へ藝備の法山西へ、松山  
大洲宇和島を皆見へ、能く晴れば九州の口も  
尺四と云、此登り日、南へよく晴れば、餘の三方は  
薄く、く、み、極目十分ある事あり、こ、只、絶、嶺  
より十餘町の間、晴れば時、何の、復、陰り、變、幻  
不測あり、し、く、を、晴、間、を、窺、ひ、山、の、形、は、十、分、は  
窺たれば、遠望の趣、い、ま、く、を、さ、る、亦、何、れ、案

田舎し山人より笑しを記すとあのかし山殊  
は高ければ飛禽の声を不聞ましと走獣の叫  
は於をや然ともぞんじ子畜の畜よてハ鴉何  
り色黒あつに白き羽まらる時あつと絶嶺  
はとも 見る常の鴉より小二ツル羊ヒツをも亦時有  
て嶺の下來逐谷の思よて見と云

○四国霊場記と云ふものあり六十四番札所前

神寺の條下は控て左の如く録しり富山の事  
を云て、其真を失さるよはありさし合せる  
ものも少かつさしは其文の條を左に出す「霊  
場記曰此寺を石土山ハ古常春詣はるりあり  
もさけりありけしよとありと去とあり石波  
山英お神をも金龜院と号し本堂護摩堂佛宇  
相連り本社坊殿棟殿鄭重ありて該伴社数多

あり、尚山を和州乃大峯、伯耆能大山と同しく、  
後の行者、灵験をえり、籠り、回しく、花王権現示  
現の幽區あり、後の行者、最初此所より練苦せり  
とき、くらく、山頂より、三々日より、至る、去冬を  
雪堆氷柱より、路通せり、六月廿日より、三日ま  
て、登る、富士山より、不承、不承、不承、不承、不承、  
松を燃し、二里の冒ハ、志言或ハ、弥陀の名号を

唱ふ、それより上ハ、其言より、心を撰し、息をの  
み、巖を踏志のく、路の通せざる、不承、不承、不承、  
て、鉄鎖を撰く、の不承、一の板、第二ハ、表白板、第  
三ハ、禪師の峯、第四ハ、大く、不承、此處、第五ハ、せり  
りり、嶽、様、鎖をかけ、く、者、一の鎖ハ、十六  
尋、第二ハ、二十三、ひろ、第三ハ、二十六、尋、是より  
上、都率の内院と習佛へ、人、は、語る、事、を、許

またの旧り得るを福定と号し、山中吳木奇岬  
茂く、鬼岩怪石、皆神佛菩薩の所居ときころぬ。  
山頂に池あり、不充池と号し、本社より東南に  
あつり、九層の石塔あり、自然抜出といふ高さ  
二十餘丈、横四面各六七歩、中は大日如来像あり  
まは、大原より、はて護摩修し、まは堂あり、是  
より三町をうり、去り窟あり、仙人のむろく、ふ

といふ、本尊葉師を安す、凡此峯、口圍は甲なり、  
峯頭より、石水石、諸山皆麓より連なり、獨突死と  
し、隣あり、紅雲岩より起り、石水恍惚として、查  
よ景はよろす、し、雲漢より入此ふの事より、を  
あめまきとを、尚寺を横峯古と、同縁起を用ゆ、水  
ハ、石仙の事も同く傳ふ、堂きころなり、石仙の  
系、横峰の記中、に載侍れ、ハ、今繁く、世付、  
以上、景場記  
の條を寫

○ 暖太郎 宗藩の風土記局に入りて、國書を閲

するよし、檢校保已一り輯する羣書類從の内よ

第四百四 日本國現報善惡靈異記 卷 と云ふ引

て、知行並具禪師重得人身生國皇之子緣第地

九の内よ 上 伊豫國神野郡郷内有山名号石鉮

山是即彼山有石鉮神之名也其山高崒而凡夫

不得登到仕淨行人耳登到而居住昔諾樂官世

五年治天下勝宝應真聖武太上天皇之御世又

同宮九年治天下帝娘阿陪天皇御世彼山有淨

行禪師而修行其名爲禪仙并其時世人道俗貴

彼淨行故美称并帝姬天皇御世於九年字字二

年歲次戊戌年禪仙禪師臨命終日而留録文授

弟子告之而言自我命終以後歷廿八年之間生

於國王之子名為神野是以當知我禪仙矣然歷



日子所謂  
立山也

廿八年而平安宮治天下山部天皇御世延曆五

年歲次丙寅年則生於山部天皇之子其名爲神

野親王今平安宮疏十四女ヲ治天下賀美能天

皇是也と何し又同類從の内四百六十三長寬

勅文を引て熊野權現御垂跡縁起云往昔甲寅

年唐カラ乃天台山乃王子信舊跡也日本國鎮西日

子コ乃山峰乃兩降給其餘八角奈留水精乃石高乃佐三

尺六寸奈留天下給布次五々年手經天戊午年

伊豫國乃石鉄乃峯仁渡給次六年手經五甲子

年淡路國乃遊鶴羽乃峯仁渡給次六箇年過庚

午年三月廿三日紀伊國無漏郡切部山乃西乃

海乃北乃岸乃玉那木乃淵農上乃松木本渡給

次五十七年手過庚午年三月廿三日熊野新宮

乃南農神藏峯降給次六十一年庚午年新宮乃

東農阿須加乃社乃北石淵乃谷仁勸請静奉津留

下畧

今按今如如縁起者唐天台山乃王子信之垂跡云

云王子信不知誰人若周靈王太子晋歟信字

誤歟但此記未審難取信矣難字一 本作誰

右勘申如件とあり紀お熊野の権現社ハ昔よ

少へとも古灵場あるよおの縁起といふもの

よ批ハ我此石狭山よりハ後ハ聞くるもの

然其二書灵異記 勘文の言妄誕ハ聞ハ難取信矣と

ハ古人已よ亦水をあると詳し今これ信す

るよハ何とぞ水哉其古書あるを以て聞を弘

るの爲よ爰よ贅録するもの

○空海法師著述の三教指帰ハ或跨石峯絶糧

轆軻といふ文又ハ又高野山影堂の空海真蹟

の聳<sup>ロツ</sup>鼓<sup>コ</sup>指<sup>シ</sup>帰<sup>キ</sup>といふ文よ、或<sup>シ</sup>跨<sup>ツ</sup>石<sup>ノ</sup>峯<sup>タラ</sup>といふよ、伊<sup>イ</sup>志<sup>シ</sup>都<sup>ツ</sup>知<sup>チ</sup>能<sup>ノ</sup>太<sup>タ</sup>氣<sup>キ</sup>と自ら語<sup>コト</sup>を加<sup>カ</sup>たるが、ありと少<sup>シ</sup>く、いふく、ありら、大師此峯よて鍊<sup>レン</sup>若<sup>ニ</sup>修<sup>シ</sup>録<sup>ル</sup>せ  
る形<sup>カ</sup>る處<sup>ト</sup>。

○往年公儀採<sup>サイ</sup>葉<sup>エフ</sup>御<sup>ミ</sup>用<sup>ヨウ</sup>ニ、村<sup>ムラ</sup>佐<sup>サ</sup>平<sup>ヘイ</sup>次<sup>ジ</sup>殿<sup>ノ</sup>法<sup>ホウ</sup>治<sup>チ</sup>を巡<sup>メ</sup>行<sup>コト</sup>し、記<sup>キ</sup>録<sup>ル</sup>書<sup>シ</sup>あり、題<sup>イ</sup>して諸<sup>シヨ</sup>國<sup>クニ</sup>採<sup>サイ</sup>葉<sup>エフ</sup>記<sup>キ</sup>と  
云<sup>イ</sup>日<sup>ニチ</sup>野<sup>ノ</sup>暖<sup>ノ</sup>左<sup>サ</sup>郎<sup>ロウ</sup>南<sup>ナン</sup>紀<sup>キ</sup>よて借<sup>カ</sup>り得<sup>ト</sup>一<sup>ヒト</sup>尺<sup>シユ</sup>するよ、膳<sup>テン</sup>

寫<sup>シ</sup>の誤<sup>ア</sup>ちる處<sup>ト</sup>、往<sup>キ</sup>よめとる處<sup>ト</sup>あり、當<sup>マ</sup>山の筆<sup>ヒツ</sup>  
を志<sup>シ</sup>するに、才<sup>サイ</sup>よも、實<sup>ジツ</sup>よ乘<sup>ノ</sup>る筆<sup>ヒツ</sup>方<sup>カタ</sup>を覺<sup>シ</sup>れ、  
一字<sup>イツ</sup>を不<sup>フ</sup>改<sup>カ</sup>系<sup>ケイ</sup>本<sup>ホン</sup>の條<sup>ジョウ</sup>を左<sup>サ</sup>よ出<sup>デ</sup>す、法<sup>ホウ</sup>國<sup>クニ</sup>採<sup>サイ</sup>葉<sup>エフ</sup>記<sup>キ</sup>。  
曰<sup>イハ</sup>伊<sup>イ</sup>孫<sup>ソ</sup>玉<sup>タマ</sup>孫<sup>ソ</sup>條<sup>ジョウ</sup>石<sup>シ</sup>鏡<sup>キョウ</sup>山<sup>サン</sup>四<sup>シ</sup>國<sup>クニ</sup>一<sup>イツ</sup>の言<sup>コト</sup>山<sup>サン</sup>と云<sup>イ</sup>大<sup>ダイ</sup>  
雖<sup>シ</sup>所<sup>ト</sup>、此<sup>コノ</sup>山<sup>ヤマ</sup>一<sup>イツ</sup>堂<sup>ドウ</sup>る時<sup>トキ</sup>ハ三十<sup>サンジュウ</sup>日<sup>ニチ</sup>程<sup>ケイ</sup>進<sup>シン</sup>して堂<sup>ドウ</sup>と  
云<sup>イ</sup>上<sup>ウ</sup>下<sup>カ</sup>よて六<sup>ロク</sup>里<sup>リ</sup>餘<sup>ヨリ</sup>、麓<sup>ソコ</sup>より武<sup>ブ</sup>里<sup>リ</sup>半<sup>ハン</sup>登<sup>ノボ</sup>り、其上<sup>カミ</sup>よ  
登<sup>ノボ</sup>ると、其<sup>ソノ</sup>後<sup>ノチ</sup>岩<sup>イハ</sup>のよより、十四<sup>ジュウシ</sup>五<sup>ゴ</sup>

此下最よ  
山難し

間の鎖を下り、其鎖に矢射より引ハ、又其上より  
或は石の鎖を下り、壁をよる、其石をよる  
引引不引、此鎖、左、右、一少、七、振水、ハ、子、尋の、茶  
一、落、死、す、甚、危、き、大、難、所、也、凡、百、五、十、人、程、七、人  
数、此、山、の、難、す、と、講、幸、う、於、以、折、か、す、糸、指、世、ん  
と、思、ひ、あ、り、然、り、彼、難、所、に、臨、て、山、上、へ、引、登、  
き、と、い、ふ、ま、の、人、は、然、り、予、愛、子、上、る、依、る、後

く、人、御、口、人、あ、り、て、ハ、上、る、ま、の、形、ハ、山、上、石、五  
権、現、大、小、三、社、何、り、け、山、上、り、下、を、望、見、は、其、  
危、き、ま、講、に、云、語、を、能、く、り、其、麻、の、竹、氏、と、い、ふ、或、は、  
引、ま、の、形、ハ、と、語、る、と、記、せ、り、又、未、に、左、の、如、き、  
何、り、右、の、廻、引、登、山、の、年、代、を、知、へ、き、為、り、同、し  
く、寫、す、右、講、玉、廻、引、の、初、享、保、年、中、分、室  
曆、三、癸、酉、年、迄、寫、引、形、く、年、勤、修、り、三、十、年、一、終

り、深谷之源き、御惠より出し、幸ふ水ハ農民  
樵夫を養有る思鬼非し感し給へるや、小庄  
ろ如き、墨味之掌とりし、此幸な、好く幸なり記  
とあり、又未よ

元文五申歲

吉宗公を献

宝曆五子年

家重公を献

拙村依年記

とあり、幸献といかの採茶記を幸りし、幸るへ

川西條、石杖山とも志す、其水は何等の時  
の撰とす、すき幸ありんると、此処一抄出す  
右の冊子ハ、南紀の堀佐五右衛門寫しあり、

○水の禪定、来迎谷、絶嶺を南へ下り、一町  
をうり、新ハ、水の禪定と云ふあり、絶壁の間の  
少し窪へ、水滴り落し、掬へ、爰より南の谷を

来迎谷と云、現あり、  
観の幸  
亦掃る、層し、樹木ハ

観の幸  
亦掃る

榎五葉松楓躑躅やーやぐすいぬきゆふら等  
いづるものゆーゆけ低く難り生じて又事  
二時維九月吉日ふれハ紅葉の葉之間ニ點し  
画けるら如し本府の誌事をもて今日爰を採  
取りたるものハ日野暖太郎竹内材久黒川定  
右衛門植之口分左衛門平外ニ紫内者と新尉  
持るものをも合せて七八人年ハ天保八百歳ハ三  
亦の織宗下向ハ易かるへーと思ふら  
踏留あり移して一人皆困す季秋の氣候嚴冬  
の如き鎖凍り手氷り二三握を過す斤手づ  
かへぐよ吹暖めて漸く下る嗚呼復艱あり然  
水其膽氣を増し文思を長し益を得る事不少  
を覚ふ

○御塔 三所の鎖を下りお暇を還水ハ有し

折て細道あり。子似く、赤水御塔道に熊笹生  
茂り、徑を浚す。おしり、新葺敷十町あり。と  
赤岳、九岳、石窟（石の窟）の茶師等あり、皆名不<sub>レ</sub>二。夫、御  
塔の下にあり、御塔高、或指五丈八尺。（山中にて  
の云、信所）  
周圍、目通、よそ武於武留あり。と云、溪間、突  
死とあり、赤水七層塔の勢を好す。下より上を  
皆石より、石を横に積む。接し、尺四水と云、そ

冥ハ一脈一幹して、末ほど細く長く秀、大風よ  
は吹、僵さる。へく危く尺四、不謂鬼工神造して、  
たゞ驚き、何さる。介ハ好し、下は窟あり、深き  
丈七有、庵、曰ハ大日如來を安置すと云、今ハ  
見、一は佛器少く残る。らの御塔の旁にあり、葺  
と、元、今宮の八段、玄階の先祖兄出く、り、固て  
御塔、錢と云、ものを、道者を人より、於武洞づ



御塔





今よハ辰玄風取定、御塔の園右の如し、御塔よ  
り鑑射、赤石若ふと云ふを通り、あま陳くる御  
塔別と云所又出水ハ、弥山への徑還道ニ、御塔  
一、まじらるよて、を里中河と遠くと云、赤石谷の  
色溪水流る、此色方下の溪、サシヨリ孩児魚を生れ、あ  
之川のよの捕て魚滑者よ賣る、此色の檜を取  
檜ヒ綱ツナよをも造る、然るよま、路あり、御塔道の岨魚

云語よ陳難し、弥山絶嶺の鎖を經くる御ふ水  
ハ左程難哉ある様よは思ひねども、まよと踰  
難きハあり、徒足よあり、よ水ハ、御塔を尋ね探  
る事多し、なる魚ハ、今日覚りし、然るの峯ハ、  
お名石狭山ハ、大保木山村の内と知魚ハ、諸段  
ハ才奥山より、新い、山の蹊おを分ち取るの左

ある魚

○伊豫國名所歌之内よ

赤人

長歌  
百二

山乃よ海に国とす

伊と乃高根のいさ急の

この歌ハ雲河抄藻塩草皆よしと  
と云然水皮下の句不足よし

為母

わき流るは人の富士とやおもふらあ

あゝまのふ伊豫能大うけ

家持

長幸事いとの高根をたの孫そ毎

むとの銀糸をたのふらうたよ

仙洞左大臣

みち遠近伊豫能たの孫を証めしと

り不堂志らぬ孫よもみさけ

道倉法師

侍り富き哉うつしと正しく足取

いと此より根乃か此の明不此

西行法師

意此をな富きと持たふ是やこよ

いと此より根乃雪此曙

周田法師

このいふはいよのたふ根きあうり此ハ

よふ及こゆらゆ雪をこりうた

冷泉為村卿墨蹟題物

わが事しき事も富きうと持思多う此や此

侍り乃しり此の雪の曉

伊豫大嶽の眺望を

戸部為村

又お取返しを致し、その御所の國升

いよ、そのとき、伊とく大嶽

八月より五月まで、けり、事消す事有

雪の大嶽伊縁より、終る事也

以上二首の自稱二幅の叙物と

かして、おの古歌一首と、荒せて

三幅前神

寺より有り

二條家隱居

義山

わはれ、花の、空、終る、伊との、玉の

之、終る、其の、志、ゆゑ

○神祠

大元明神

千野々  
有り

斤山権現

上同

籠明神

前田  
あり

天神

上同

河内八幡

中奥  
あり

荒神

上同

岡八幡

上同

西宮明神

上同

岩嵯権現

上同

曾我明神

細野  
あり

妙見社

四手坂  
あり

西宮明神

今宮  
あり

右之外、控小祠、有り、畧之

以上十二祠神主  
十亀若狹

○佛堂 地藏堂 千野々 地藏堂 四手板

○ 左屋 佐之右衛門

無銘の鎧一品と漢土の通俗の軍書類少くを

蔵む 十二朝軍謀吳越 是祀するに足らざるは山

中より聊の書籍抄くるものも外にはなし

○ 千野々 久左衛門

其先祖の位牌之とて古き鎧の伸板も左の如く鑄射するを蔵む

善徳院殿先少府上城主太史空峰眩利大居士

先の字大の字皆可疑原文の佐を写す

建久九歳午十月三日

工藤丹波守祐家

とあり外に建久元康成の輩の大元明神の棟札と云ふものも蔵む是亦録之に似ハ表札の

世久左末門の先祖あり又くも丹波守と云  
しるもの山城國より此大元之神を貢あり棟札  
をとも統しありたること云跡不建久ハ今と云  
と六百四十餘年右の二種皆舊相二位牌長八  
寸六歩幅二寸六歩五厘棟札長一尺幅三寸一  
歩五厘あり右久左末門の家系圖とあり工  
藤左衛門尉祿經の後と尺也中興の内地名七

六と云外の林次り持る系譜と畧同し、糸紙子  
拙筆にて認るるも、却て其意を足る久左衛  
門屋敷内、丹波守の墓も有り、右塔をハ横一  
て、文字ハ下より有り、法名年月等位牌も  
同し。



細野 常玄 尉

刀 銘 正 近  
二尺一寸八歩

脇差 無 銘  
二尺五歩

鎗

無銘  
七寸

常兵衛の家右三郎を養ひ、常兵衛より十二代  
前曾我部三郎と云ふもの、古州より来り、此處に  
住す、操る事有りてや曾家部をハ匿し、母の氏  
をふんそよそや首けん細野三郎と名系り、こ  
の処に留り、田地を墾く、地名を細野と云ハ、  
水より始ると云、實はらの処の関基二、

○

中奥山の内七六と云処

林次

右林次り、あゝ系譜有り、二藤左衛門尉祐徑の  
末山城祐清と云ふもの、父祐光より勅命を受、去  
州一立退、後尚國は高、子足山の内仲村と云  
処に住し、その後尚あゝ系と云、系譜と稱るも  
嗚呼、まゝく、怪けぬるもの、あれは、経世偽飾  
の物、較水ハ、真よして古色有り、

○

細野 河平

古き褌が裳を花む、先祖不動坊と云山伏の着  
 する之と云、此不動坊、宇治、往々製茶の法を  
 傳ふ、山中弘む、今此色及ふ大保木山ふと  
 より出る茶を不動坊と呼は是より創るとそ  
 大保木極樂寺に傳ふ説と異ふ、  
 出 およ 製茶の外  
 下坂の服差一腰を指傳ふ

○

千野々 六右衛門

脇差 銘 備前長船 康光  
 一尺八寸七歩

槍 無銘  
 六寸

此二品、六右衛門の家、花む五六十寸あり、  
 甲冑とし持、鑿蓋の緞形を後り持居り、後甲冑  
 ハ賣り、今ハ緞形とし失ひたりと云

○

餘戸 孫作



馬の角と云ふものを指し、此弥作の先祖本家より別々、時、一、何りしと、才よりきりて本を留め、末を持別る、其後本家類焼は罹り、其残したるハ、焚け、弥作の家に分けたりしものこ存すと云て、弥作の角と出丈、怪記の形と云、穿鑿を不究、其形を定ま、図は



長一十七步

角ある馬と云ふもの、無様なるを得るハ、非之、技藝略記に、出るるよし、よて、水府の皇朝史畧は、天智天皇元年、常陸國献白雉及角馬と云く、○あま、尺く、如く、右、狭山、境、瑞

公、許、及び、文政五年、歳、尺、分、使、吉川、兼、左、衛、門、后、身、より、以下、の、五、圖、ハ、其、時、作、ら、れ、し、由、り、江、戸、聖、堂、の、地、誌、編、集、方、に、載、り、あ、り、し、を、



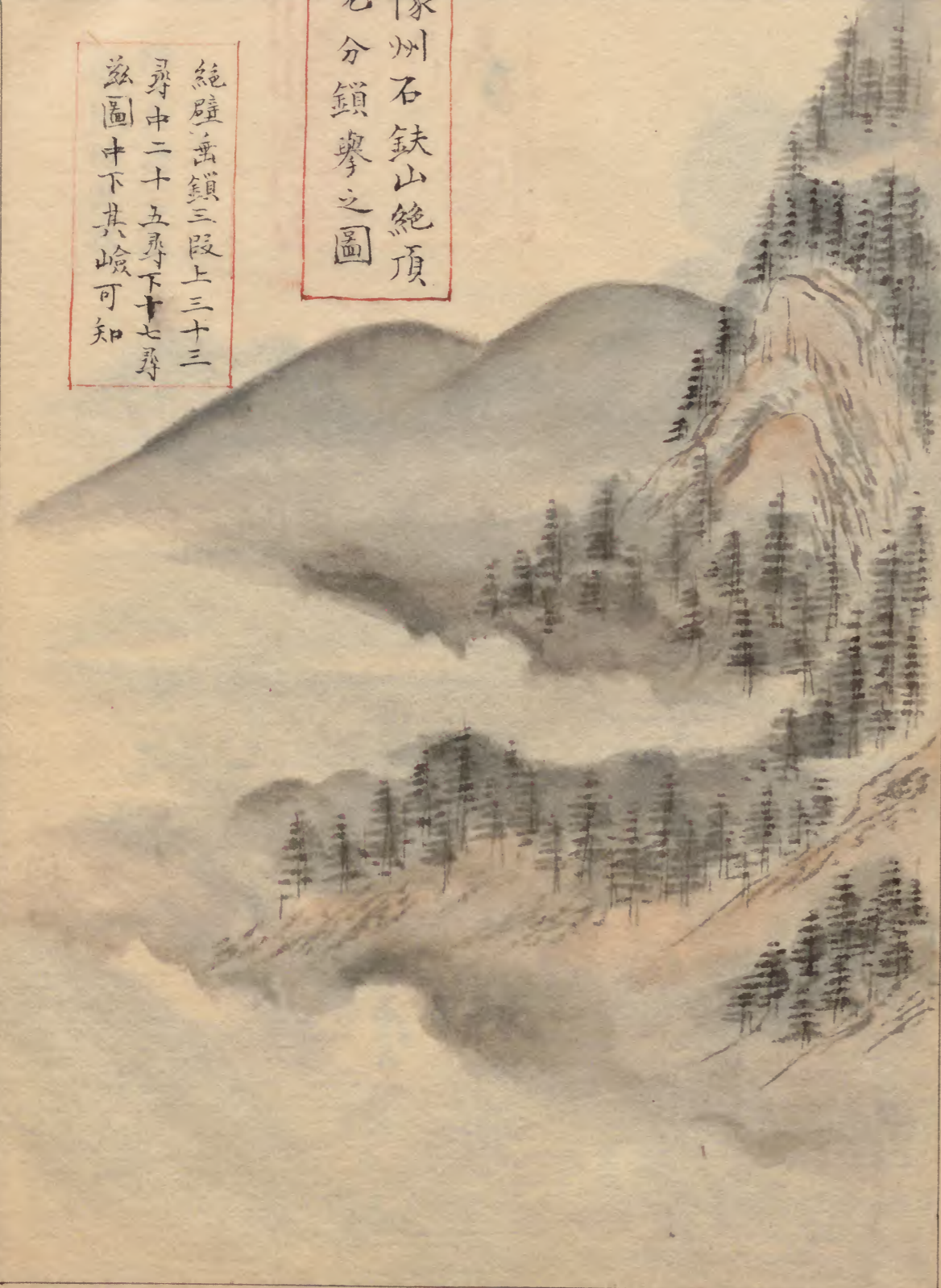
豫州四子坂峰分間之圖

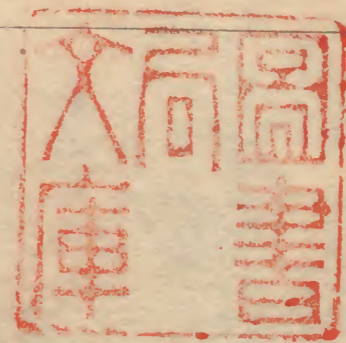
豫州五社之峰  
分間之圖



豫州石鈇山絕頂  
見分鎖攀之圖

絕壁垂鎖三段上三十三  
尋中二十五尋下十七尋  
茲圖中下其峻可知





豫州新居郡  
胸突嶺之圖



豫州胸突嶺之圖

内、借り得寫して此、附載する。之、他、領、子、係、  
之、は、畧、  
之、

西之川山

新居郡氷見組

○無畝高拾石八斗七升五合

此、實、納

銀六百三拾八匁九分七厘

○家數五拾五軒

○人數凡貳百四拾四人

○銃炮持九人

○枝在所

惠美須岳

家、數、七、軒

野池

十、九、軒

下谷シモタニ 九軒 名六せ 十軒

○此山村境中奥山々東之川を、東西南北一里程之間は、水田一區を好し、故り米の乏き事、他の深山は倍せり、故りなましく、友吏あり、或は病人形と仰る時ハ、三里十町の峻路を踰て、米を氷見村より買ある、屋敷五指五郭の内より、農一筆を業とする者、りたりは五六郭のものとす

餘ハ皆杣として、木を伐り、板をひき、檜ヒノを好ひ、冬ハ獸を五ふりて、骨を渡る者多し、農業の家五六郭粟稗ヒエ芋圓豆空豆の類を常の食とす、杣ハ右等の雜穀を買ひ、米賤き年ハ米をも買ひ、農業者一の者よりハ、却てよき物を食する、之此西之川山と東之川山と、其距離は十町五町半、形水ハ東之川と、萬の峯、此西之川は同じ、



あり東之川の條下は於再び古曾の事と不贅

○天保七八の凶荒は河故扶持を給る在る處  
五於五郭の内にて武於を新阿りしと云はる  
民多たを知る

○風俗甚野樸之淳厚之古雅之奇之迂之魯鈍  
よして上世の人を見るう如く武陵桃源の趣  
此郭やと名しる牛之女も細き帯をりぬ

包たる祥を忍てハ男と見紛る云語の内  
よも分らざる事多し此山今高より東南は安  
り次第はをり此も谷底の在る水ハ溪水扱  
とすうり近く響て眠を妨ぐ外の山の尋常の  
水多とは異なり格別なるへき名も此村  
南よ急ひすり岳あり蟻子の祠あるを以名く  
岩壁上ハふりは蟻頭あり如圖



○筒持九人あり、戦を打率別り習りたる話あり  
 し、熊ハ此山東之川山あとの如き源山より去  
 事よて、浅き山に居るものあり、す、一、二、三  
 頭つ、も獲やと同一、三年より一度、五年より一  
 度、又ハ七八年より一度の事もあり、一生より一足  
 をも不折るものあり、度々尺やも物としてハ好し  
 御領分の内よりハ、毎の川分一里半、又ハ二里

も奥より入、婉々懐々フツコロと云、此、魁打谷と云、又ハ松  
山、嶺と云、佐の國との境、大峯と云、此を引、流  
ハ、たまたまくも、凡そ事、然りと答ふ、獲る、水ハ、價  
貴き物、水、其、答る、亦の如く、その、流、号の、如  
とも、女、もの、よ、あ、す。

○ 鮎ハ、此、山川の、づ、き、今、宮の、下の、鮎、ど、め、と  
云、変、を、よ、る、是、より、上、ハ、大、石、尖、く、流、れ、益、急、か

水ハ、此、奥、け、西、之、川、を、か、上、り、す、と、云、



ふ、水、細、之、川、山、よ、生、く、る、粟、の、穂、の、寫、真、ニ、所、謂  
伐、畑、と、云、子、蒔、て、尤、境、瘠、の、地、よ、産、せ、る、水、は  
如、新、子、細、小、ふ、り、ふ、水、を、蒔、收、て、甘、し、食、ふ、何、そ  
博、邑、子、膏、梁、何、る、事、を、知、ら、ん、

○神祠 大元明神 本々よ 大宮明神 同上

惠美須 惠美須の  
岳よ有り

以上三祠神主中奥山  
十亀若狭

○地藏堂 本々よ 前大保木山 極樂寺持

○ 庄屋 小兵庫

高須氏より旧く續きしる家系水其先年居  
宅焼失して古物皆灰燼と成記録傳へず今の

小倉藩より十二代の祖名ハ名借リ其前ハ不  
知と云其知れしる名の内ハ左圖依源左衛門  
尉左近衛人形と云しるもの有り此五人より  
以下の七人ハ皆常の名ニ小倉藩の先祖石鏡  
権現を負事りしりと云権現元ハ靴カビを穿りま  
し白しとり或ハ黒く穿りしり白しとり形と  
云説を有り是等の処より負事りしる事や右

等禮狀もかく字々たる之家の玄階つふ水  
聞くる徑を志す然右石狭山祭礼の時八小  
玄階上下を着帯刀して人より負水上席を通る  
事今も常式と成る水権現を負うるといふ状  
にて形するもや

東之川山

新居郡氷見組

○無畝高六石五斗

此実納  
銀五百六拾目三分八厘

○家数六拾七軒

○人数凡三百拾五人

○銃炮持九人

○枝在所 土居

家数  
三軒

平

三軒

日浦

十四軒

奥

軒 <sup>十二</sup> 岩すし <sup>十四</sup> 新屋 <sup>十三</sup> かけ <sup>同</sup> 内野 <sup>同</sup>

○屋敷六十七軒の内農業一種の家一軒も  
く皆拙を並ぬ。其餘産業風俗皆此之川に同し  
く作れる雜穀類も亦同し。けしは畧して不録  
楮と茶は東西二川とも皆あり。

○熊は二十二年おを足、其水其後見ても不録

と申す。此少を知る。熊の事西之川山  
條下を見合べし。

○東之川、西之川とて溪間の大石、小き家を  
るりぬき、其の甚多し。其間を藍水送り、石は碎  
き、白玉跳る。其景秀絶。溪流、石之川の源を  
石鉄山より發し、東之川の瓶り森山を濫觴と  
す。西之川より二川合流し、小川より落加茂川よ  
る。

○瀑 此の瀧を白糸の滝と云。此阿久りよて

ハ御たると呼 たる ハ岳ヲ下りたりたるの交

形多し 語意考云、畧、遠江の山中にて、滝と  
白

系の号ハ源惟公下賜と云傳ふ山井にて

御の字を以て稱るハ因祖かの號を賜しよ

り、尊ひて志のいふとりや、埴市よりか、水

二の滝と呼、とと、六の阿、二のたきと

稱るハ今字の向の岳ケ二岳カと たき と呼ひ、瀑を

たる と呼ぶと、中奥山條下よて辨す、此系の瀧

と稱、是るもの、京の音羽をもち、の、它國よも

名同、まゝもの省と聞、源惟公そ水らの事よ

御拘り、おろく、只、御覽せし、たる様を、て、命

せし、たる御事、おろく、此瀑長十八間餘お

つ、幅二間餘、乃由、水、た、あ、あ、あ、あ、幅、廣、く、少

き、河、ハ、狭、く、乃、由、固、ま、長、を、は、記、へ、く、そ、幅、を







は記原の<sup>下</sup>より<sup>一</sup>なる<sup>一</sup>處の景も亦奇  
之見ゆる姿<sup>一</sup>なる景皆存<sup>一</sup>圖す李白<sup>一</sup>廬  
山觀瀑の句<sup>一</sup>飛流直下三千丈疑是銀河落九  
天とあり<sup>一</sup>三千丈とは<sup>一</sup>長きを形容<sup>一</sup>する  
人の贊詞<sup>一</sup>髪を<sup>一</sup>白髮三千丈と賦<sup>一</sup>する  
飛流三千丈と<sup>一</sup>作<sup>一</sup>は<sup>一</sup>此<sup>一</sup>滝の<sup>一</sup>趣を  
了<sup>一</sup>廬瀑<sup>一</sup>を<sup>一</sup>輸<sup>一</sup>ま<sup>一</sup>く<sup>一</sup>其<sup>一</sup>の

○西之川山東之川山の多<sup>一</sup>て男女<sup>一</sup>は<sup>一</sup>小<sup>一</sup>  
草袋を<sup>一</sup>帶<sup>一</sup>是<sup>一</sup>火<sup>一</sup>打<sup>一</sup>道具<sup>一</sup>を<sup>一</sup>入<sup>一</sup>木<sup>一</sup>を<sup>一</sup>伐<sup>一</sup>は<sup>一</sup>切<sup>一</sup>を  
斃<sup>一</sup>す<sup>一</sup>也<sup>一</sup>隨<sup>一</sup>處<sup>一</sup>木<sup>一</sup>葉<sup>一</sup>枯<sup>一</sup>枝<sup>一</sup>等<sup>一</sup>を<sup>一</sup>集<sup>一</sup>め<sup>一</sup>先<sup>一</sup>火<sup>一</sup>を<sup>一</sup>焚<sup>一</sup>て  
陰<sup>一</sup>葉<sup>一</sup>を<sup>一</sup>を<sup>一</sup>り<sup>一</sup>毒<sup>一</sup>蟲<sup>一</sup>を<sup>一</sup>畏<sup>一</sup>す<sup>一</sup>為<sup>一</sup>之<sup>一</sup>涼<sup>一</sup>山<sup>一</sup>の<sup>一</sup>極<sup>一</sup>僻<sup>一</sup>地  
に<sup>一</sup>矣<sup>一</sup>ある<sup>一</sup>を<sup>一</sup>察<sup>一</sup>す

○當<sup>一</sup>ふ<sup>一</sup>より<sup>一</sup>里<sup>一</sup>一<sup>一</sup>出<sup>一</sup>る<sup>一</sup>は<sup>一</sup>前<sup>一</sup>田<sup>一</sup>然<sup>一</sup>を<sup>一</sup>て<sup>一</sup>ゆ<sup>一</sup>  
之<sup>一</sup>前<sup>一</sup>田<sup>一</sup>峰<sup>一</sup>と<sup>一</sup>十二<sup>一</sup>三<sup>一</sup>町<sup>一</sup>の<sup>一</sup>間<sup>一</sup>段<sup>一</sup>二<sup>一</sup>前<sup>一</sup>田<sup>一</sup>峯<sup>一</sup>より<sup>一</sup>下

り坂二於町解有り、此の坂を登るを厭ひて、城  
市より觀瀑の爲り、ある人多く、細野通り、西  
之川山、東之川山と云ふ。

○當所より才桑まで一里行り、荒川へ至れば、  
菖蒲峰と云ふ躰、荒川を三里まで、菖蒲まで  
ハ一里二、此峰との間、松別有りたる事、

○龍ヶ森山、當所より已午に當り、五於町餘

登る、道、殿小屋、王子の森、字の小屋、有り、殿小  
屋ハ殿様御上りの麓の小屋場と云ふ、少  
一平地有り、御當代より、その所、草までハ  
何れ、王子の森、岐山、中腹を横りて通る、  
横り、山は傍て、椽の如く、木を縦横に組み、楷  
して架たるを、横道といふ、子の如く、  
土佐へ木を、取り、引道、之を木を伐り、また、東

之川の五ふより三里ありと云瓶々森の嶺を  
の内、横より海<sup>ヲ</sup>道数々あり、嶺に至り、谷  
然として平野の如し、其平野の如き所十町四  
方より迫り、其位の高き所は皆、<sup>ノ</sup>と云人  
も有り、其水と云ふ登りたる人の語を聞、只  
一文字より平なる様より斗り説と云、<sup>ノ</sup>あり、  
此々より丘の如く、怪の如く、又漢土の邊塞にて

龍堆<sup>リコウケイ</sup>と云る所の也、<sup>ノ</sup>新や阿<sup>ノ</sup>んと思ふ、<sup>ノ</sup>様より、<sup>ノ</sup>長

く横たがりたる所あり、然るとも云、<sup>ノ</sup>次  
第より陵夷して才窪み、龍の形に似たりとい  
ふ、粗似たり、城市の人の亀と云、<sup>ノ</sup>と云け、<sup>ノ</sup>山中  
より、<sup>ノ</sup>瓶々森と云く、<sup>ノ</sup>高水なるを、<sup>ノ</sup>嶺の内よ  
角力取場、<sup>ノ</sup>と云、<sup>ノ</sup>ハ、<sup>ノ</sup>池、<sup>ノ</sup>名、<sup>ノ</sup>ず、<sup>ノ</sup>字、<sup>ノ</sup>の、<sup>ノ</sup>小、<sup>ノ</sup>名、<sup>ノ</sup>向  
り、<sup>ノ</sup>石、<sup>ノ</sup>鉄、<sup>ノ</sup>花、<sup>ノ</sup>五、<sup>ノ</sup>権、<sup>ノ</sup>現、<sup>ノ</sup>往、<sup>ノ</sup>古、<sup>ノ</sup>ハ、<sup>ノ</sup>此、<sup>ノ</sup>嶺、<sup>ノ</sup>より、<sup>ノ</sup>あり、<sup>ノ</sup>なり

と云傳ふ。因て考録す。字とこゝ。宮<sup>トコロ</sup>の下畧か  
多べし。角力取場と伝。神<sup>イ</sup>の<sup>イ</sup>の<sup>イ</sup>。徒夫を集す  
まひを名せたる。処之と云。ハ。次池と伝。かく  
名<sup>イ</sup>の<sup>イ</sup>の<sup>イ</sup>。此池を鑿初の。神<sup>イ</sup>を<sup>イ</sup>吹へき<sup>イ</sup>を  
とりたる。山<sup>イ</sup>人<sup>イ</sup>。同<sup>イ</sup>一<sup>イ</sup>。其<sup>イ</sup>を<sup>イ</sup>明<sup>イ</sup>る<sup>イ</sup>す。今<sup>イ</sup>ハ  
浅水<sup>イ</sup>。より<sup>イ</sup>す<sup>イ</sup>。浅き沼の<sup>イ</sup>。水<sup>イ</sup>。名<sup>イ</sup>。と<sup>イ</sup>名  
る<sup>イ</sup>。け<sup>イ</sup>。知<sup>イ</sup>。難<sup>イ</sup>。し<sup>イ</sup>。も<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。ハ。特<sup>イ</sup>。不<sup>イ</sup>。繪<sup>イ</sup>。馬<sup>イ</sup>。常<sup>イ</sup>。不<sup>イ</sup>。と<sup>イ</sup>の

跡<sup>イ</sup>。ある<sup>イ</sup>。處<sup>イ</sup>。此<sup>イ</sup>。嶺<sup>イ</sup>。然<sup>イ</sup>。毎<sup>イ</sup>。生<sup>イ</sup>。ひ<sup>イ</sup>。茂<sup>イ</sup>。る<sup>イ</sup>。南<sup>イ</sup>。面<sup>イ</sup>。ハ。短<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。尺<sup>イ</sup>。餘<sup>イ</sup>  
形<sup>イ</sup>。多<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。ハ。水<sup>イ</sup>。一<sup>イ</sup>。下<sup>イ</sup>。水<sup>イ</sup>。ハ。長<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。ハ。肩<sup>イ</sup>。よ<sup>イ</sup>。及<sup>イ</sup>。ふ<sup>イ</sup>。椏<sup>イ</sup>。の  
木<sup>イ</sup>。少<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。阿<sup>イ</sup>。水<sup>イ</sup>。は<sup>イ</sup>。低<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。ハ。水<sup>イ</sup>。よ<sup>イ</sup>。あ<sup>イ</sup>。ひ<sup>イ</sup>。き<sup>イ</sup>。皆<sup>イ</sup>。南<sup>イ</sup>。風<sup>イ</sup>。よ  
惱<sup>イ</sup>。る<sup>イ</sup>。を<sup>イ</sup>。知<sup>イ</sup>。る<sup>イ</sup>。山<sup>イ</sup>。躑<sup>イ</sup>。躑<sup>イ</sup>。其<sup>イ</sup>。外<sup>イ</sup>。雜<sup>イ</sup>。樹<sup>イ</sup>。も<sup>イ</sup>。少<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。阿<sup>イ</sup>。り<sup>イ</sup>。此  
嶺<sup>イ</sup>。より<sup>イ</sup>。望<sup>イ</sup>。め<sup>イ</sup>。ハ。石<sup>イ</sup>。鉄<sup>イ</sup>。山<sup>イ</sup>。申<sup>イ</sup>。酉<sup>イ</sup>。の<sup>イ</sup>。位<sup>イ</sup>。よ<sup>イ</sup>。秀<sup>イ</sup>。仰<sup>イ</sup>。見<sup>イ</sup>。る<sup>イ</sup>。ハ  
し<sup>イ</sup>。籠<sup>イ</sup>。り<sup>イ</sup>。表<sup>イ</sup>。ハ。石<sup>イ</sup>。鉄<sup>イ</sup>。山<sup>イ</sup>。より<sup>イ</sup>。扇<sup>イ</sup>。が<sup>イ</sup>。け<sup>イ</sup>。低<sup>イ</sup>。く<sup>イ</sup>。ハ。不<sup>イ</sup>。説  
阿<sup>イ</sup>。り<sup>イ</sup>。伯<sup>イ</sup>。仲<sup>イ</sup>。の<sup>イ</sup>。間<sup>イ</sup>。ある<sup>イ</sup>。を<sup>イ</sup>。云<sup>イ</sup>。たる<sup>イ</sup>。眞<sup>イ</sup>。員<sup>イ</sup>。の<sup>イ</sup>。祠<sup>イ</sup>。ハ。石<sup>イ</sup>。鉄



王子の森





龍ヶ森道  
無名の地



石鉄山遠景





瓶ヶ森山頂

あすを

三二



八郎次池

角力取場



の殊に挺然とるハ此嶺より見阿らるるにて知  
へし元ハ此山に登る道今度の如く東之川か  
堂の外ハ厚かき野石山の内の川久留巢  
よりも登水とも是ハ寸本を伐採人取とた  
ぬくよ通るまてよくそれさへも経嶺ハ堂  
りさる加縮分たる路も解く事理よ新ハ厚か  
き所を通るよと困苦殊甚かる所也東之川

より登水ハ峻路崎嶇たりとてとて去法通  
ひの石途途とておろし然も近年此山の米  
腹位よと炭焼の事始り荒川より此靴が表の  
経嶺一吃る事易くハおろぬ荒川より登水ハ  
おろよなる菖蒲峠をすりそ水より以流電電  
が表ふんど云所を經この嶺を登るハ以滝電  
の色を餘程長き間棧及ぬり少し爪先よりよ

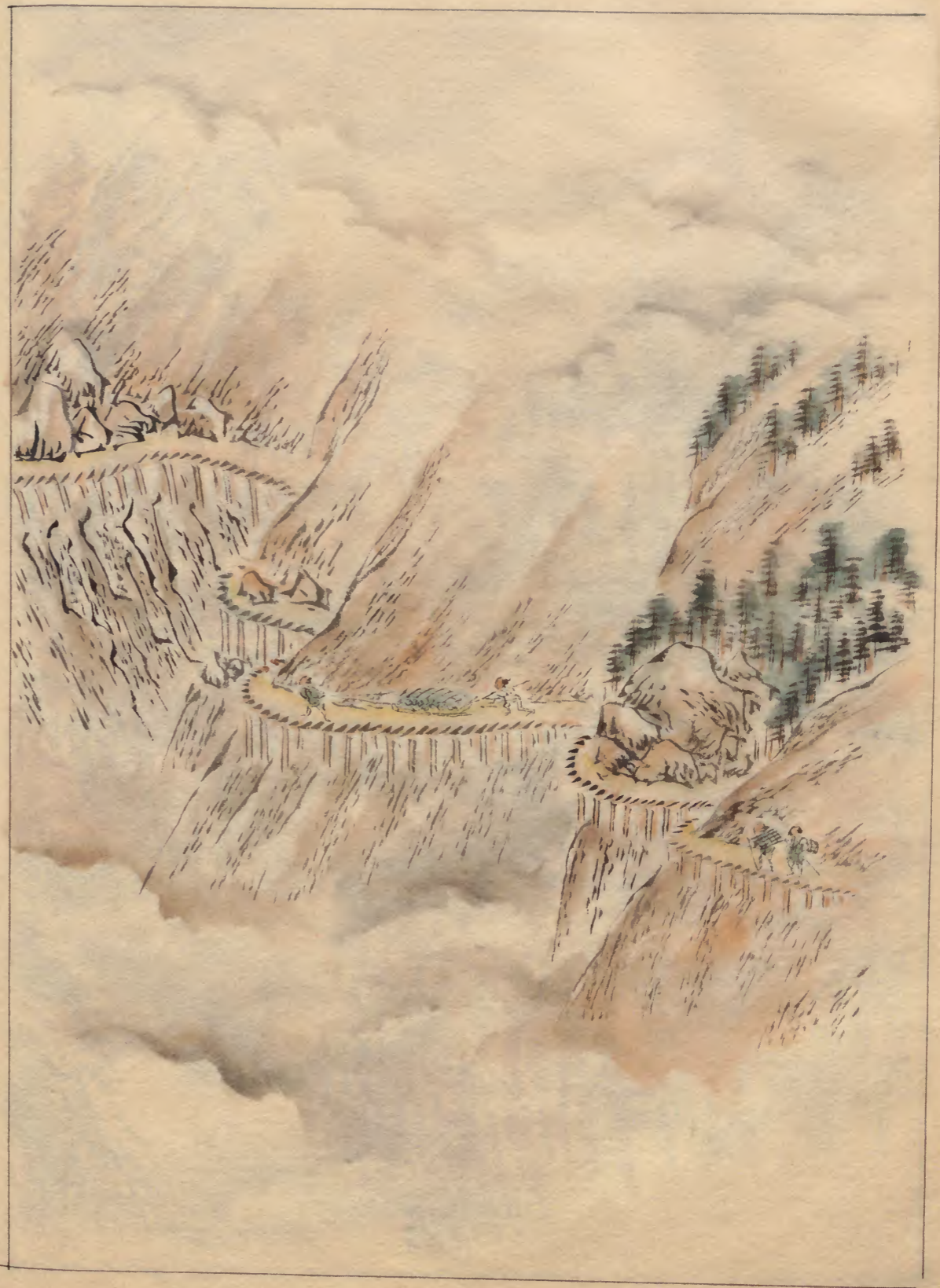
て竈の形より入り、其上能世後りたる各径の地  
を少し登り、水ハ籠り、炭経炭之、此炭山の横尾と  
いふ所なり。あつハ籠り、炭ハ荒川山より登  
る方、基少り易き。

○炭竈 おたきがまといふ、竈数々あり、  
此炭竈の半竈より大小あり、先大抵を文四方  
位より、木石を文一様み、内より能喰上ともぬ

り堅め、二三尺口りの木を水か小き木とも、長  
六七尺あるを、逆接より堅皆生木之、竈より一盃た  
り、枯木を少く口より入、火を掛け、竈の口を  
ぬり塞ぐ、その火かの生木より移り、登板とあく燃  
て、五、六日より七、八日、竈大なるハ十日程の間  
烟鼻々と立の煙も、息出りの窓の如き、その何  
水ハハ木能焼水ハ煙消ぬ、その水を相圖より口を



開きかき出し灰の砂のまがりたるをかくれ  
 火次第の滅と云近き以官より仕入何  
 り小吏ニ三人あり今ハ郷路ゴウロと云此は後所を  
 立て管轄す然れを以以禁電と稱するよ  
 ともおろくえりの地名にと云此炭山を始る  
 りありおろくえりの郷路を以て凡二里程  
 の間棧を造りて山の腰をめぐる坦路を造ら



如くはありぬ此途長く存せは難く歩み登  
る人捷徑を相且平易くを便利とする爲に水  
とを竈ハ木を以て之を捨てて之を踏し  
遷徙常ふし棧道の四五年の内には必朽ると  
し之を敷き直すの後に如何を致し難し

○ 菖蒲峯ハ東之川山と荒川山との境ニ荒川山  
より菖蒲との間ニ里程あり此間ハ竹の平切

拔嶽ハ路其場ツツの谷竹谷桃の亦谷菖蒲谷等ハ  
小名あり水と名あり所謂菖蒲峯まで荒  
川山と東之川山との境ニ右一列ハ東之川山  
左一上水ハハ瀧竈竈カマカマカマカマ等を経て麓の  
経路より二仔細を尋問し且歩み試ておの  
かゝるは志願しける人

○ 神祠 河内八幡宮 本々 天神 瀑源

稻荷

上同

以上三祠神主中奥山

十亀若狹

○ 観音堂

本々よあり

前大保木山

極楽寺持

○

底屋代

勘花

百姓

嘉花

同

平玄清

右三人の家天正年中出所より落来る嘉花の  
先祖は出所大表引地の地主大森豊後守の家

老より伊藤右京助儀春と云平玄清の先祖も

同く出所雪の家老より寺川日出之右衛門正

近と云勘花の先祖は伊藤次郎といふ士より

皆天正年中出所より成りしりと云此三軒と

も玄清のよりして大災に罹り古記古如一も存

是る所の如



周敷村

周敷郡

當村郷名の事村方には同案、心を得居よ

しよふふれハ京都神学者壺井某々先年為

村周敷神社の事子解勘文を著し、其内は同案

郷と認何るは拙考の事あるべし、然水竹和名

鈔子は

周敷郡 田野 池田 井出 吉田 石井

神戸 餘戸と有り、周敷一郡の内より、此  
七郷有りのみ、周敷、何と云ハ、不見、益井某  
何と云ハ、周敷郷とは中世よりや、然るに名  
の事ハ、王代の製名より、今も在る、吾用の處  
稱ふ所の強て穿鑿を究、之を不為

○村境 東ハ小松領北條村、西ハ松山領田野  
村、南ハ小松領吉田村、北ハ松山領三津屋村

○境石ニテ所、當村東、小松領吉田村境、同北  
松山領三津屋村境と云有り、  
○當村小松領の周敷村と入交り、犬牙相接と  
云より、甚しく、一互存の内、あの方の民家と  
此方の民家と入組、軒を並て建、平一面は、見ゆ  
る内、其家其人ハ、自他の差別有り、只田畑の錯  
互せるのみ、然るに、ある昔ハ、鬪争の事、不絶、迫

世大庄屋一宅無八代より今の太郎九郎に至

志心を用ひて論一和けあの方よを志の何る

より雙字睦々一領の如くは女より當村

高千八百石餘二小松谷の別高ハ四百石餘何  
りあり分ハ六ちらを大組と呼ふり分ハ  
あありを四百石組とよぶ

○田畑高千八百四拾一石二斗三升四合

○家敷二百四拾軒

○人数凡千百五拾四人

○用水 當村井手無り何れも泉三十餘ヶ所

あり水長二十間より四五十間位まで百

間を餘りしるハりすり三四ヶ所有のみ

て三十餘の内半ハ四坪五坪位なる小泉あり

志のを湧勢強かり水ハ乾旱には確壽桔槔

を用る事石田村に倍獲せり、是れの方よく抱

取由一民の手足ハ朕朕一膏雨の下る間を一  
睡の休とは成ニ文政十一子の歳ハ旱魃殊ニ  
甚一町一と一村のその泉頭ニ立是ニ腐る  
斗りりして数十日抱續け毛見受よも不<sub>レ</sub><sub>レ</sub>至一  
とて御賞答仰る事如<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>の御文言にて水利  
仰<sub>レ</sub>く、園村雜飯女<sub>レ</sub>るを知<sub>レ</sub>一

○一米三拾俵

用倉村 百姓共

用倉村之欲<sub>レ</sub>他領入<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>り外<sub>レ</sub>協<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>  
兼<sub>レ</sub>双方<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>、睦<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>和<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>外<sub>レ</sub>差<sub>レ</sub>  
継<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>喜<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>姓<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>田  
地<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>程<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>務<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>刺<sub>レ</sub>井<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>搦<sub>レ</sub>  
之<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>脚<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>池<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>毛<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>管<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>  
早<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>管<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>省<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>肥<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>屋<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>  
年<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>極<sub>レ</sub>射<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>桑<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>續<sub>レ</sub>楮<sub>レ</sub>原<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>

手は若くは是立く者も不残に熟りしは是也  
其に腐りぬ者も有る者も其の河内を以て  
汲續けし中合右之痛みをも杖を突  
き出ぬ働毛尺後にも不至苟も其の品  
地方後人中道々茲具達  
御座り候右左並に御座り候  
幸物之候は其の  
思召し依り来取らせ

八月五日 文政十二  
丑第一

○御普請所 敷十ヶ所あり、然れ格別の難  
あり

○高村慶長十二丁末歳、加藤左馬殿檢地之

事古振子見ぬ

○高村元ハ大庄屋二家あり、其一を越智留右

關門と云先年級位を 呂放今の大夫屋一家  
と成石田玉之江此二ヶ村ハ當村ニ鄰リ且二  
ヶ村共周郡那の内か水ハ周敷組お立右二ヶ  
村を内子屬へき筈ニ名内是共川を隔て異那  
の水見村ニ隸する事ハ一ヶ村ハ一ヶ村を尋  
引ハ石田玉之江ハ新居郡分ハ先年何代官小  
島孫右末門後支配する有し周郡村と宇摩郡

分ハ松山河部不日有しヶ村ニ分北ありし  
後を寛文十年所引渡しよ成右之通りて石  
田玉之江二ヶ村ハ 御持地前より氷見組ニ  
て 大ヶ村十ヶ村を一聯して何組と名附大  
なる事 宗國南紀の製成より 御當領より  
は名ハ一ヶ村然し所お地お石田玉之江の  
二村氷見組にて有しと云事ハ一ヶ村ハ  
穿鑿を究難くハ中 御持地後ハ其後氷見子屬  
出の條を志る事

大田邊村ハ三万石の高ハ所切合の村也  
今ハ此一村の内他領も雜り  
前ハ一ノ組を  
松領四百石組を  
大庄屋所收共下已立マテ組の下村有之  
と相見ゆるとの答ニ

○大曲オホマクリ 當村立前より北ノ高リ此大曲とい  
ふ所あり楠の大樹周三丈五尺あるあり株の  
前一丈位を高く上ハ枝斗り横らり長タカひきし

傍ノ橋もあり大曲橋と云此邊古戰場と云土  
を鑿ては刀槍矢鏃ある事あり楠ノ雌雄の鴉  
棲む此樹のあり二三町四方ハ他の鴉下り  
たるを不見と云又此所ハ城ありと云  
○中城ナカキヨウ 大曲より西ノ高リ此処も城跡ニと  
云久枝伊賀守ソウの世の人々云事を不知此  
高を領し居る事といふ當所の枝立前ノ久枝

と云々也何り伊賀守居城の跡也

○名物芥是ハ前の如く三十餘ヶ所ニ泉河

り冷氣ニ赴てより以後ハ亦もまゝハ其の菜処

外ニ生ずるニ

○周敷神社 御祈願所 社之内 神主 伊佐芥豊前守

大山祇命 境内東西三十拾二間南北三

拾七間馬場長百三拾四間 社領田御墨印附氏子凡三

大己貴命 百拾五軒祭礼九月十一日 有御代參臺尾敷五

本社 二間 幣殿 二間 持殿 三間

神輿藏 一文 庚申社 石鳥居 一基

境内末社敷々何り略之

延喜式神名部ニ伊豫國廿四座桑村郡三座 小並

佐々久神社布都神社周敷神社と何り用密の

神社ハ當村ニ何り我西條法領六社の内ニ



式内の社として、祭日 御代参をまゝ水戸  
宗阿る神宇に然るも前の如く延喜式は、桑  
村郡三社の内とて、周敷郡に阿るもの見えず  
桑村郡國安村に周敷神社と稱する祠有りて、延  
喜式と符合す所の、是を真なる厚く思ひ水  
て、當村の周敷神社ハ世の終をまぬる水す、延  
喜式と不合を以て、然るも水を式内の社として

は尊崇阿るもの、水を合度い處りて探り得  
し、享保の初、周敷の神主と、國安の祿宜と、  
奉と訴ふるに、先我、本府より松山府  
へ、は領分は周敷の神社と中社有りやと、は尋  
有り、あの方調の上、喜之と答ふ、其謬状を、取皇  
都の神祇官吉田家より出て、正を謬ふ、其頃神学  
者より壺井義知と云ふもの有り、吉田家より疑事



周敷神社



り祝融より罹り古記什物等傳りて其境内より老

豫樟あり周圍式丈

○長敬寺

書光山無量壽院一向宗本寺京  
都西本願寺檀家百五拾軒境内  
東西二拾一間南北二拾七間

本尊阿彌陀佛

本堂 三間  
三間半

庫裡 二間  
五間

此寺弘安の年より己より五百五十餘載を強り  
り河野家より寺領を給り大院より有しが天

正年中河野通直左衛門は滅す此當寺の所領も

之時は其の百餘餘の檀越のみを領とし

寔素よりはありぬ然れ共什物 府繪梨子地

箱 河野十良左衛門  
尉通直室寄附

古き左鼓胴 日理左郎  
室房寄附

産玉石 飯尾玄庵  
守寄附

血書三部經四冊 河野右京  
大夫通宣

自筆  
書寫 等を藏む皆古物二然其身躰髮膚より水

父母より愛よりてや若乱の世統志ある大将ハ

一線の血を惜み、五解の糸、鮮滴を絞  
り、空を寂々の梵鐘を寫す河野家振ハざるを  
為ん、文化八年十二月二世萬亮代、御褒稱の  
事有り、友よ志多す

銀を授

用安村

長教寺

兼、僧法能ある寺後向出精相勸擲家村内  
者其指纏振、彼有之、能を以て法心振、以て振

能法教諭且又河法率之、皆くは境、亦くは  
自來、多懐念、亦出、法多心得、方宜、趣具、達

河野家寺持之事、思召、依之、法、銀、

下、

文化八年十二月五日

○廢寒光寺 廢蓮生寺 廢光性寺

右三寺、ソノの以廢せしとあるを志す、今地

名よおの寺名存するを以て、むうし、古河のしを  
推し、蓮生庵と云ひ、大庵屋一色を所とす、持  
庵二、此庵の半鐘、蓮生寺と銘せり、然れ元禄  
年中の作か、其の時代新し、此頃を以て寺存せ  
るはあらず、庵の半鐘、古の古名を鑄て、其  
古蹤を傳ふる所多し、此蓮生庵の迹は、松一  
根あり、枝低て地を掃ふ名木あり、

○ 大庵屋 一色を郎左郎

先祖宮内少輔公深と云ふもの、三河國吉良庄一  
色村分出子孫を村名を取て氏とし、移て丹後  
國玉津の地を居、右馬三郎重之と云ふもの、天正  
年中、宮津の城を落し、高外木城の  
石川氏を容り、後、周郡周敷村三谷の城  
主荒井左四郎を討て、其地を領すと云ふ、其間色

色の妻曲阿比其畧之、當時の古郎丸郎能勤め  
文政年中御養有り。

周太村左左屋

一色太郎左郎

周太村之儀を他領入交之場所、此等百姓  
共相互に誂一和協子睦愛勿論農子共々お  
願之別而去、早之知汲水之儀、抜群芳乃  
此段具に、お遠古々、其方共、後後出精お

勤百姓共能勤抜以、此友と奇特お儀。

此為、思召、此方中、少畧の中、此

八月五日 文政十二  
丑 第一

古郎丸郎持借物の内子

刀 一 腰 五歩 身長二尺一寸  
五歩 中心四寸 四歩

古色蒼然、一、七、最、三、條、小、綴、治、宗、近、お  
る、一、と、綴、織、する、もの、あり、と、云、然、共、其、長、を

物ふ、奈何元禄州綱の浦漁人、水を海底に獲  
ると云、彼るよし、此外古き茶壺、樵道人の画  
幅等、花山を以て九郎の先祖孫、玄湯と云、この  
病桑の時、源性公、何の薬を、所本家、採へ  
乞せ、水、森也、玄湯を以、水を下し、玉、つると  
云、事、を、改、大、郎、が、家、の、旧、記、に、見、入、たり、

○ 百姓 平太

今の醫師吉元隆平の父、と、園齋派の学者か  
り、寛政の頃、大洲屋を聘せ、水、毎年、兩度、つ  
き、城下、より、二、三、ヶ月、程、逗留、す、家、元、加、孫、玄  
蕃、分の、手、習、ふ、吉、平、を、様、と、氏、を、省、字、して、書、く  
り、致、信、有、し、ま、の、と、見、ゆ、晒、布、綾、布、大洲屋、錦  
干、鯛、等の、贈、物、毎、々、有、り、と、見、へ、て、隆、平、が、子  
目、録、表、紙、通、を、花、山、身、に、限、五、十、枚、家、に、贈、り、



とのと見つて左之通の書付あり

白限五枚枚年々五枚贈りし由り口書あり

左後以儀おつて其下以多略矣向後と役年々

者分り及以都合以右彼是以中置外様家

免其申す外

五月

坂井法年

右の外より七五枚拾枚宛除附り其贈りる目録

多し毎々の使者ハ大目付を立りしごとと見

一、目録の端に役名并其姓名を志す事あり古き

事ははつらごとくも河領分の農家より出て

諸侯に礼聘せし事一郷の光りも云々

あり爰にわけありぬ安知生村店屋隠居者

五郎玄海ハ其高川人ニ

五郎玄海ハ其安知生村の條下に云

嘉郎次

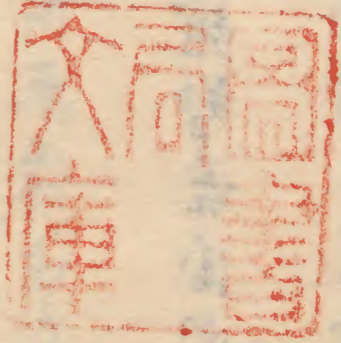
右嘉郎次分五代前の祖を、瀧山松意と云て、左  
木の醫師と云有しが、源性院様腫物の御患  
を為し有松意を召れ、針業を上させし、  
日は御平愈あり、因て、いらく御恩賜の内、九御  
紋の章服とも加へらぬ、此章服ハ、黒き御  
帷子にて、今猶嘉郎次の家子傳はれ、竊取襪縫  
して、手を觸れ、即ち壞る、但御紋の白き所ハ、  
たりと云

○

百姓 多三郎

先祖越智右衛門尉と云、その、茶長在中、今治よ  
り移り、三代目より、多三郎祖父越智勝右  
衛門を、数代大庄屋後を、御享保の、御入部と

御腰をみる拭くる家二



西條誌卷之十二終

